

# その家、活用しませんか？

空き家所有者向け

堺市空家等利活用支援制度



## もみ屋（堺区）

▶1階はもみほぐし、2階はよもぎ蒸しのスペースとして活用

「ほどよい大きさの物件かつ駅近で条件にぴったりでした」(活用者)

「市の制度を通じて選定された事業者だからこそ、安心して任せることができました！」(物件所有者)

## 子ども食堂 クレヨン（東区）

▶子ども食堂として運営するほか、学習支援なども実施

「子ども食堂として活用でき、理想の間取りの物件です」(活用者)

「ここに来る子どもたちを見ていると楽しそうで、空き家を活用できてよかったです」(物件所有者)



堺市では、連携している不動産団体※の会員の中から相談パートナーを選定し、**無料で空き家の利活用**（売却・賃貸・解体等）の**相談・提案を行っています**。利活用したいが、共有・相続・登記等でお困りの方も、相談パートナーが司法書士と連携して対応いたします。

※不動産団体とは、堺市と「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」を締結した「大阪府宅地建物取引業協会堺市支部」及び「公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部」をいいます。

### STEP1

#### 堺市に申込



住宅施策推進課へ利用申込書を郵送、メール、FAXまたは窓口で提出してください。※1※2

### STEP2

#### パートナーを選定



市と連携している不動産団体が、相談パートナーを選定します。

### STEP3

#### 利活用の提案



相談パートナーがヒアリングや物件確認を行い、利活用の提案を行います。

### STEP4

#### 交渉・契約！



提案内容が希望に沿い、契約する場合は、空き家所有者と相談パートナーの責任で契約していただきます。※3

※1 利用申込書は住宅施策推進課へお越しいただくか、市HPからダウンロードできます。

※2 申込後、相談パートナーの決定までに1か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。

※3 提案内容について必ず契約をしなければならないことはありません。提案内容が希望に沿わない・契約しない場合は、その旨を必ず相談パートナーに伝えてください。

申込み  
・  
問合せ

## 堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 市役所高層館14階

TEL 072-228-8215 (直通 / 平日9時～12時、12時45分～17時30分)

FAX 072-228-8034

Mail jusui@city.sakai.lg.jp

市HPでは空き家所有者や活用者の声を紹介！

堺市 利活用支援

検索

